(19) **日本国特許庁(JP)**

(12)特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第4244422号 (P4244422)

(45) 発行日 平成21年3月25日(2009.3.25)

(24) 登録日 平成21年1月16日(2009.1.16)

(51) Int.Cl. F 1

HO4N 7/18 (2006.01) HO4N 7/18 J B6OR 1/00 (2006.01) B6OR 1/00 A

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願平11-1193

(22) 出願日 平成11年1月6日(1999.1.6)

(65) 公開番号 特開2000-201347 (P2000-201347A)

(43) 公開日 平成12年7月18日 (2000.7.18) 審査請求日 平成17年12月26日 (2005.12.26) (73) 特許権者 000002185

ソニー株式会社

東京都港区港南1丁目7番1号

|(74)代理人 100122884

弁理士 角田 芳末

|(74)代理人 100113516

弁理士 磯山 弘信

(72) 発明者 福島 眞也

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ

二一株式会社内

|(72)発明者 土肥 正宏

東京都品川区西五反田3丁目9番17号 ソニーエンジニアリング株式会社内

審査官 西谷 憲人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 車載用のモニター装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動体の運転者の視界上で死角領域を<u>撮像して映像信号を生成する撮像素子によって構成される撮像面を有し、前記撮像面</u>の上下方向の長さが<u>前記撮像面</u>の左右方向の長さに比べて大きく設定され<u>前記撮像面で撮像された前記死角領域の映像信号を取得する</u>映像取得手段と、

前記移動体の航法に関する映像信号を生成する移動体位置検出手段と、

映像を表示するための矩形の表示面を有し、前記表示面は第1辺と前記第1辺よりも長い第2辺を有し、前記映像取得手段で得られた前記死角領域の映像信号から前記死角領域の映像を表示するか、あるいは、前記移動体航法手段で生成された映像信号から前記移動体の航法の映像を表示するために前記移動体に設定された表示手段と、

10

前記表示手段の前記表示面の前記第1辺がほぼ水平方向に設定されると前記映像取得手段から前記死角領域の映像信号を前記表示手段に与えて前記表示面に前記死角領域を監視するために前記死角領域の映像を表示させ、前記表示手段の前記表示面の前記第2辺がほぼ水平方向に設定されると前記移動体位置検出手段から前記移動体の航法に関する映像信号を前記表示手段に与えて前記移動体の航法の映像を表示するために前記表示面に前記移動体の航法用の映像を表示させる制御手段と、

を備える車載用のモニター装置。

【請求項2】

前記映像取得手段は、前記運転者が後方確認をするための後方確認ミラーに前記移動体

<u>の前方に向けて</u>設定されており、前記後方確認ミラーは、前記移動体のドアーに設定されているドアミラーである請求項1に記載の車載用のモニター装置。

【請求項3】

前記映像を取り入れる前記<u>撮像面</u>の前記上下方向の長さと、前記映像を取り入れる前記<u>撮像面</u>の前記左右方向の長さの比率は、4:3に設定されている請求項2に記載の車載用のモニター装置。

【請求項4】

前記映像を取り入れる前記<u>撮像面</u>の前記上下方向の長さと、前記映像を取り入れる前記<u>撮像面</u>の前記左右方向の長さの比率は、16:9に設定されている請求項2に記載の車載用のモニター装置。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】

本発明は、移動体の運転者が移動体に関する情報をモニターするための車載用のモニター 装置に関するものである。

[0002]

【従来の技術】

移動体として、たとえば通常の乗用車を例にして説明する。運転者が乗用車を運転する場合に、たとえば図13に示すように前方に比較的大型の車両300が走行しており、その車両300の左側に小さい別の車両350が走行していても、運転者360からは小さい車両350を直接目で確認することができない。

そこで、乗用車370のドアミラー380には、運転者360の死角となるところの領域を映像として捉えるために、図14に示すようにCCDカメラ(電荷結合素子カメラ)390が設けられている。このカメラ390は、図13のように右側にハンドル400が設定されている乗用車では、助手席側のフェンダーの前方領域を画像としてモニター410に表示させることができる。この場合に図15のようにカメラ390のアスペクト比がたとえば4:3に設定されている。このようにカメラ390のアスペクト比が4:3に設定されている場合において、カメラ390はいわゆる横置きであり、カメラ390の取り込む映像430は、図13に示すように、その映像の上下方向の長さL1と横方向の長さL2が3:4になっている。

[0003]

【発明が解決しようとする課題】

このために、図13の乗用車370の左側前方領域を図15の映像430で捉えた状態では、図15に示すように、縁石440は捉えることができたとしても、前方の車両300と小型の車両350を映像430内に取り込むことができない。

このようなことから、車両300,350等の前方領域の画像情報をより取得するためには、さらに別のカメラを設定する必要がある。

また、運転者が、いわゆる乗用車のナビゲーション用の表示画像と、運転者の視界上の死角領域を監視する映像を1台のディスプレイで見れるようにして、それぞれのためにディスプレイを2台用意しなくても済むことが望まれている。これは、モニター用のディスプレイが2台必要であると、たとえば乗用車のコックピット上にその2台を設定するためには専有スペースを確保しなければならず、車内が狭くなるばかりでなく大幅なコスト高になってしまうからである。

そこで本発明は上記課題を解消し、移動体の航法(ナビゲーション)に関する映像と、移動体の外部の前方領域の死角をより的確に取り入れた監視用の映像を切り換えて表示することができる車載用のモニター装置を提供することを目的としている。

[0004]

【課題を解決するための手段】

本発明は、移動体<u>の運</u>転者の視界上で死角領域を<u>撮像して映像信号を生成する撮像素子</u>によって構成される撮像面を有し、撮像面の上下方向の長さが、撮像面の左右方向の長さ

10

20

30

40

に比べて大きく設定されている映像取得手段と、<u>移動体の航法に関する映像信号を生成する移動体位置検出手段と、映像を表示するための</u>矩形の表示面を有し、表示面は第1辺と第1辺よりも長い第2辺を有し、映像取得手段で得られた死角領域の映像信号から死角領域の映像を表示するか、あるいは、移動体航法手段で生成された映像信号から移動体の航法の映像を表示するために移動体に設定された表示手段と、表示手段の表示面の第1辺がほぼ水平方向に設定されると映像取得手段から死角領域の映像信号を表示手段に与えて表示面に死角領域の前方領域を監視するために死角領域の映像を表示させ、表示手段の表示面の第2辺がほぼ水平方向に設定されると移動体位置検出手段から移動体の航法に関する映像信号を表示手段に与えて移動体の航法用の映像を表示させる制御手段と、を備えることを特徴とする車載用のモニター装置である。

10

これにより、映像取得手段は運転者の視界上の死角領域を取得する。表示手段は、映像取得手段で得られた死角領域を監視するための映像を表示するか、あるいは移動体の航法の映像を表示することができる。

表示面の短い方の第1辺がほぼ水平方向に設定されると、映像取得手段から映像信号を表示手段に与えて監視するための映像を表示させる。このように表示することにより、映像取得手段は移動体の視界上の死角領域を移動体の移動方向に関するより多くの情報を表示させることができるので、移動体の移動時の安全に寄与することができる。

そして、表示手段の表示面の長い方の第2辺がほぼ水平方向に設定されると、制御手段は、移動体の航法の映像を表示する映像を表示手段に表示させる。これにより横長の画面で移動体の航法の映像を表示できる。

20

このように、制御手段は、表示手段の向きに応じて移動体の死角領域を監視する映像と、移動体の航法の映像を選択的に表示させることができる。従って1台の表示手段で死角領域を監視する映像と航法の映像を表示させることから、車内における表示手段の占有スペースを小さくでき、コストダウンを図ることができる。

[0006]

また、映像取得手段は、運転者が後方確認をするための後方確認ミラーに設定されており、後方確認ミラーは、移動体のドアーに設定されているドアミラーである。

[0007]

<u>また、</u>映像を取り入れ<u>る画面の上</u>下方向の長さと<u>、映</u>像を取り入れ<u>る画</u>面<u>の左</u>右方向の長さの比率は、4:3に設定されている。

30

また、映像を取り入れ<u>る画面の上</u>下方向の長さと、映像を取り入れ<u>る画面の左</u>右方向の長さの比率は、1.6:9に設定されている。

[00008]

【発明の実施の形態】

以下、本発明の好適な実施の形態を添付図面に基づいて詳細に説明する。

なお、以下に述べる実施の形態は、本発明の好適な具体例であるから、技術的に好ましい種々の限定が付されているが、本発明の範囲は、以下の説明において特に本発明を限定する旨の記載がない限り、これらの形態に限られるものではない。

[0009]

図1は、本発明の車載用の死角監視装置を備えた移動体の例として、四輪タイプの乗用車の例を示している。乗用車10は、図6と図7に示すように、いわゆる右側にステアリングホイール(ハンドル)12を有する乗用車である。運転者Mは、図6に示すようにハンドル12側の運転席に座っている。

40

乗用車10の前方領域50に関して左前側のドアー14には、いわゆるドアミラー16が 設定されている。図1は、このドアミラー16、左前側のドアー14及び左前側のフェンダー18及びフロントウィンドシールド(フロントガラス)20等を示している。

ドアミラー 1 6 のドアミラーハウジング 2 2 は、ドアー 1 4 側のサポート 2 4 に対して取り付けられている。

[0010]

図2と図3は、このドアミラー16の構造の好ましい一例を示している。

ドアミラーハウジング22は、たとえばプラスチックあるいは金属等で作られており、サポート24に対して、ドアミラー開閉機構部28を作動させることで、R方向に開閉することができる。図2と図3は、ドアミラーハウジング22がドアー14に対して開いて使用する状態を示している。

ドアミラーハウジング22の中には、上述したドアミラー開閉機構部28、ミラー動作機構部30、ミラー32、カメラ34、カメラ収納ハウジング36、カメラ収納フタ38等が収容されている。

ミラー32は、ミラー動作機構部30を作動することで、T方向に所定角度揺動させることができる。

[0011]

車載用の死角監視装置40は、上述したカメラ34、カメラ収納ハウジング36、カメラ収納フタ38、プリズム42、透明カバー44等を有している。カメラ34は、たとえば C C D カメラ(電荷結合素子カメラ)を用いることができ、その画素数はたとえば25万画素~38万画素程度の画像取り込み能力を有している。

カメラ収納ハウジング36とカメラ収納フタ38が、ドアミラーハウジング22内でカメラ34を支えており、カメラ34の光軸OP1は、ミラー32を揺動するための軸P2に対して所定角度 を以て設定されている。プリズム42は、カメラ収納フタ38と透明カバー44の間に配置されている。透明カバー44は、ドアミラーハウジング22の開口部46にはめ込まれており、プリズム42やカメラ34に対して埃や水等が入らないようにこの開口46を封止している。カメラ34は、プリズム42を介して視野角 で前方領域50の情報を取り込むことができる。カメラ34の光軸OP1は、プリズム42により曲がり、光軸OP2となるが、視野角 は、この光軸OP2を中心として形成される。

[0012]

特徴的なのは、図4に示すように映像取得手段としてのカメラ34の画像を取り込むためのCCD54のアスペクト比が、次のように設定されていることである。すなわちCCD54の上下方向の長さLD2と、左右方向の長さLD1の比が、好ましくは4:3に設定されていることである。この上下方向の長さLD2は、上下方向Vにほぼ平行な方向であり、左右方向の長さLD1は、水平方向Hにほぼ平行である。

これにより、図 5 に示すように、上下方向の長さLD 2 と左右方向の長さLD 1 の比率が 4 $\underline{:}$ 3 のいわゆる縦置きの画像を取り込むことができ、その様子が図 5 に示している。図 5 には、実線で示す縦置きの取得映像 A R 1 と、従来の一点鎖線で示す取得映像 A R 2 を比較して示している。本発明における実施の形態の取得映像 A R 1 では、乗用車 1 0 の左前側フェンダー 1 8、左前側の車輪 1 8 A、前方に走行している大型の車両 3 0 0 及び前方に走行している小さい車両 3 5 0 及び縁石 4 4 0 の一部分の映像を取り込むことができる。

これに対して従来の取得映像AR2では、乗用車10の左フェンダー18、左側の車輪18Aと縁石440は取り込むことができるが、前方に走行している車両300,350の情報は全く取り込むことができない。

[0013]

本発明の実施の形態における取得映像 A R 1 では、前方領域 5 0 の情報を、従来の取得映像 A R 2 に比べてより多く得ることができる。たとえば従来の取得映像 A R 2 では、たとえば約 2 . 5 m 先の地面までの情報しか見ることができないが、本発明における取得映像 A R 1 では、約 1 3 . 2 m 先の地面の映像まで見ることができる。従って図 5 に示すように、大型のトラックのような車両 3 0 0 の影に隠れた自動二輪車のような小型の車両 3 5 0 の映像をも確実に捉えることができるので、乗用車 1 0 の運転者についての走行安全性を飛躍的に高めることができる。

これに対して、従来の取得映像AR2では、車両300,350の映像は得られずに、前方領域50の情報がかなリ少ないので、前方領域の情報についての安全性を高めることはできない。

[0014]

10

20

30

図6と図7と図8は、従来の取得映像AR2と本発明の実施の形態における取得映像AR1を、平面的にかつ側面的に示している。図6と図7と図8において、従来の取得映像AR2の領域は小さく、運転者Mは図6のディスプレイ106を見ても小型の車両350は直接見ることができない。すなわちこの小型の車両350は大型の車両300の影になって直接見ることができない。従ってドアミラー16側のカメラ34から映像を取得することにより前方を確認する必要がある。従来の取得映像AR2では、図7に示すように前方領域50における映像取得距離LT2が非常に短く、直接小型の車両350を映像として取り込むことができない。

[0015]

これに対して、本発明の実施の形態における取得映像 A R 1 では、図 6 と図 7 のように、大型の車両 3 0 0 の影に隠れた小型の車両 3 5 0 の映像を確実に捉えることができる。これは、取得映像 A R 1 の映像取得距離 L T 2 に比べて大幅に延長できるからである。

なお、図6の具体的な例では、乗用車10の前方において、同じ車線に大型の車両300が所定距離をおいて走行しており、その大型の車両300の左側に小型の車両350が走行している。

[0016]

次に、上述した車載用の死角監視装置40を含む車載用のモニター装置100について、 図9等を参照しながら説明する。車載用のモニター装置100は、上述したような乗用車 の死角を監視するばかりでなく、乗用車の電子航法(ナビゲーション航法)を表示する機 能を有している。

図9の車載用のモニター装置100のカメラ34は、上述した車載用の死角監視装置40のカメラであり、このカメラは映像取得手段である。カメラ34で得られる図5に示すような取得映像AR1の映像(ビデオ)信号S1は、制御手段であるコントロールボックス101の入力端子102に送られるようになっている。

一方、乗用車の航法を案内するためのナビゲーション装置(ナビゲーションボックス)103からは、ナビゲーション信号S2がコントロールボックス101の入力端子104に入力されるようになっている。このナビゲーション装置103は、たとえばコンピュータに記録した地図情報と、衛星電波を利用した位置検出装置(GPS:Global Positioning System)を組み合わせて、乗用車のような移動体の現在地の表示を行ったり、あるいは必要に応じて自動操縦等を行うような機能を有している。

[0017]

コントロールボックス101は、切り換えスイッチ105を有しており、この切り換えスイッチ105は、表示手段であるディスプレイ106からの制御信号S3により、入力端子102あるいは104に選択的に切り換えられるようになっている。つまりこのスイッチ105は、ビデオ信号S1あるいはナビゲーション信号S2を、ディスプレイ106側の信号入力線107を介してディスプレイ106に映像信号S4として送り込むことができる。

[0018]

ディスプレイ106が図9(A)のように横向き状態であるか図9(B)のように縦向き状態であるかを識別して、スイッチ105に制御信号S3を与えてスイッチ105を切り換えることができる。図9(A)では、ディスプレイ106が横向き状態に設定されているが、図9(B)ではディスプレイ106の表示面110が縦向き状態に設定されている

ディスプレイ106の表示面110の横向き状態と縦向き状態の変換は、たとえば運転者が手動により行うことができる。ディスプレイ106が図9(A)のように横向き状態にあると、スイッチ105は入力端子104側に切り換わり、これによりナビゲーション装置103側のナビゲーション信号S2が、映像信号S4としてディスプレイ106側に送られる。従ってディスプレイ106は表示面110にナビゲーション情報を表示する。

[0019]

10

20

30

これに対して、ディスプレイ106が図9(B)のように縦向き状態に90°回転される と、スイッチ105は入力端子104から102に切り換わり、これによりカメラ34の 映像信号S1が映像信号S4としてディスプレイ106に送られる。従ってディスプレイ 106の表示面110はたとえば図5の取得映像AR1を表示する。

ディスプレイ106の表示面110のアスペクト比は、短い方の長さLX1と、長い方の 長さLX2の比が、3:4あるいは9:16に設定されている。

このようにすることで、図5の取得映像AR1を縦向き状態で表示するばかりでなく、運 転者は必要に応じてディスプレイ106を横向き状態にすることで、ナビゲーション用の 表示をも行うことができる。

図8に示すように、図9のディスプレイ106は、たとえば乗用車10のコックピット1 06 B上に設定されている。

[0020]

次に、図10と図11は、図6と図7の例とは異なり、乗用車10が、左ハンドルタイプ すなわちステアリングホイール12が進行方向左側に位置している形式のものの例を示 している。この場合には、右前側のドアー114のドアミラー116に対して、すでに述 べたような車載用の死角監視装置40を設定する。たとえばこの例では、乗用車10が走 行している車線180のさらに右側の車線181に大型の車両300が走行している例で あり、死角監視装置40は、図2と図3に示すような死角監視装置40と左右対称形状を 有している。図10と図11における死角監視装置40のカメラ34は、本発明の実施の 形態における取得映像AR1により監視することができる。このような左ハンドルの乗用 車において、もし従来の死角監視装置を用いる場合には、従来の取得映像AR2となって しまい、斜め前方を走行する車両300には到達していない。これに対して本発明の実施 の形態における取得映像AR1では、車線181の車両300の映像と、車線180の乗 用車10の間隔を確認することができる。図11に示すように、本発明の実施の形態にお ける映像取得距離LT1は、従来の映像取得距離LT2に比べてかなり大きい。

[0021]

図12は、本発明の死角監視装置のさらに別の実施の形態を示している。図12の実施の 形態では、死角監視装置40のカメラ34が、ドアミラーハウジング22の透明カバー1 44の後ろに対面して配置されており、図2の例とは異なりプリズム42を用いずに、直 接前方領域50に対して視野角 を形成している。つまりこの視野角 は、光軸OP2を 中心として形成されている。この光軸OP2は、カメラ34の光軸に相当する。

図12のドアミラー16に関するその他の点については、図2のドアミラー16の各要素 と同じであるので、同じ番号を付けてその説明は採用する。

[0022]

ところで本発明は上記実施の形態に限定されるものではない。

上述した実施の形態では、カメラとしていわゆるCCDカメラを用いているが、これに限 らず、他の種類のカメラを用いることも勿論可能である。またディスプレイ及びカメラの アスペクト比は、4:3に限らず16:9あるいはその他のアスペクト比を採用すること も勿論可能である。

本発明の移動体としては、通常の乗用車に限らずその他の移動体、たとえば貨物自動車や バス等のその他の乗用自動車、電車のような軌道走行車等をも含むものである。

[0023]

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、移動体の航法(ナビゲーション)に関する映像と . 移動体の外部の前方領域の死角をより的確に取り入れた監視用の映像を切り換えて表示 することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の移動体の死角監視装置を含む乗用車の好ましい実施の形態を示す斜視図

【図2】図1のドアミラー及びそれに内蔵された車載用の死角監視装置の例を示す断面を

20

10

30

40

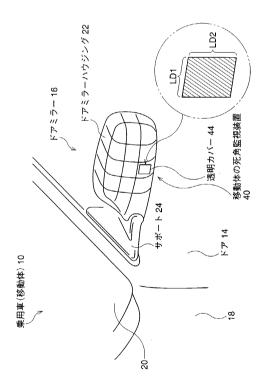
有する平面図。

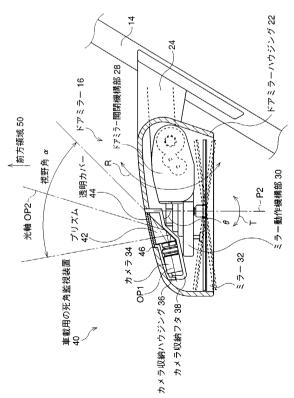
- 【図3】図2のドアミラー等を示す背面図。
- 【図4】移動体の死角監視装置のカメラとプリズム等を示す斜視図。
- 【図5】本発明の実施の形態における取得映像AR1と、従来における取得映像AR2を比較して示す図。
- 【図6】本発明の死角監視装置を備えた乗用車と、前方を走行する大きい車両と小さい車両の走行状態における死角監視例を示す平面図。
- 【図7】図6の死角監視例を示す側面図。
- 【図8】乗用車及び前方の車両及び死角監視例を示す拡大した平面図。
- 【図9】本発明における車載用のモニター装置の好ましい実施の形態を示す図。
- 【図10】乗用車及び前方斜め前を走行する大型の車両の走行状態における死角監視状態を示す平面図。
- 【図11】図10の死角監視状態を示す側面図。
- 【図12】本発明の死角監視装置の別の実施の形態を示す断面を有する平面図。
- 【図13】従来の死角監視例を示す平面図。
- 【図14】従来の死角監視装置を備えたドアミラーの例を示す図。
- 【図15】従来の死角監視装置における取得した映像の例を示す図。

【符号の説明】

10・・・乗用車(移動体)、16・・・ドアミラー、34・・・カメラ(映像取得手段)、40・・・移動体の死角監視装置、42・・・プリズム、44・・・透明カバー、50・・・前方領域、101・・・コントロールボックス(制御手段)、103・・・ナビゲーション装置、106・・・ディスプレイ(表示手段)、AR1・・・本発明における取得映像、AR2・・・従来における取得映像、LX1・・・ディスプレイの長さ(第1辺)、LX2・・・ディスプレイの長さ(第2辺)、LD1・・・カメラの左右方向の長さ、LD2・・・カメラの上下方向の長さ

【図1】 【図2】

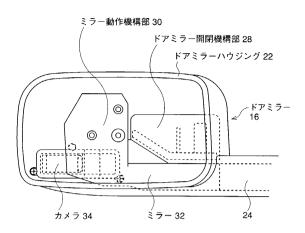


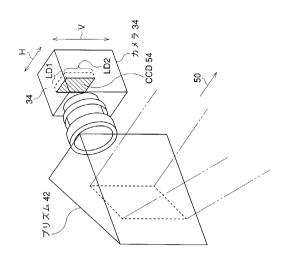


10

【図3】

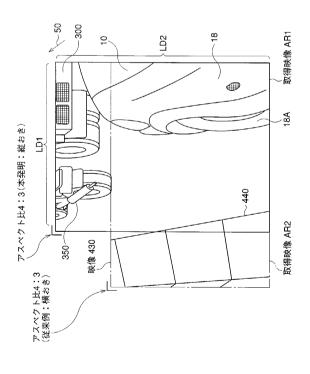
【図4】

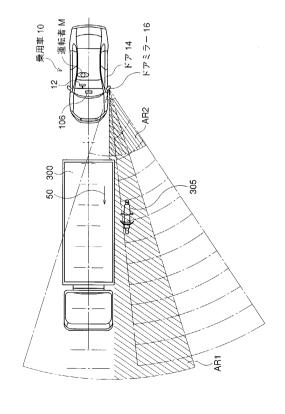




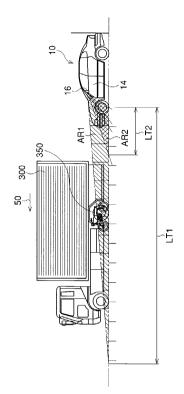
【図5】

【図6】

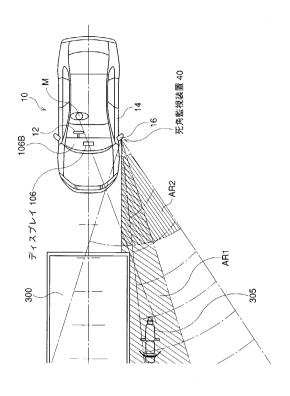




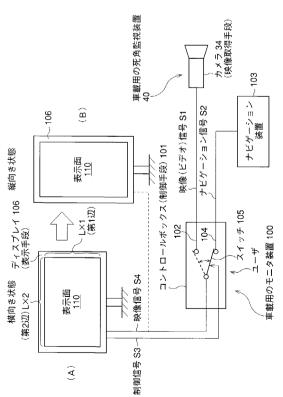
【図7】



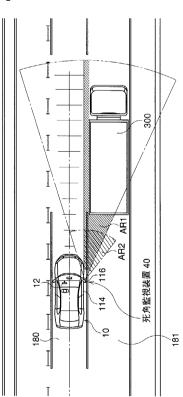
【図8】



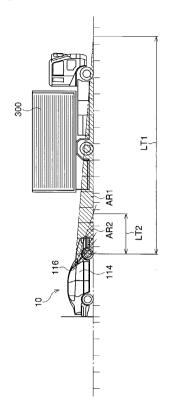
【図9】



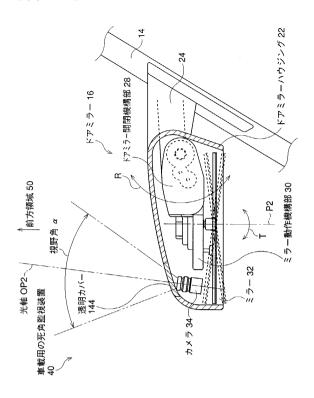
【図10】



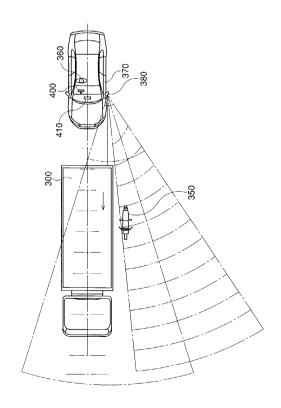
【図11】



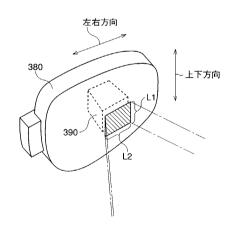
【図12】



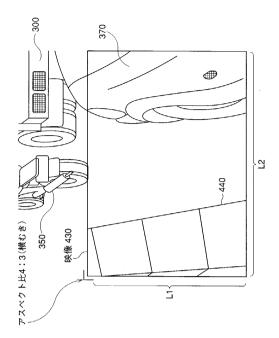
【図13】



【図14】



【図15】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平06-195056(JP,A)

特開平10-038589(JP,A)

特開平09-193711(JP,A)

特開平05-308638(JP,A)

実開昭57-069360(JP,U)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

HO4N 7/18,5/225

B60R 1/00